第三条第六項中「地共済令」を「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　組織委員会　当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

（地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の廃止）

第十四条　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

2　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「第九条の規定による改正後の」及び「（以下「新地共済令」という。）」を削り、「及び第五項並びに地方公務員等共済組合法施行令」を「、第二十八条の二第一項及び」に、「、新地共済令」を「、同令」に、「以下同じ」を「次条第一項及び附則第三十条の二において同じ」に、「同条第五項及び地方公務員等共済組合法施行令」を「同令第二十八条の二第一項及び」に改める。

附則第五十三条第一項中「新地共済令」を「第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百四十七号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びにこれらの法律及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　給付の通則に関する経過措置（第三条・第四条）
第三章　退職共済年金等に関する経過措置
第一節　施行日以後に支給する退職共済年金等の特例（第五条―第十三条）
第二節　施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例
第一款　施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前地共済法等の規定の適用（第十四条―第五十二条）
第二款　施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例（第五十三条―第百十五条）
第三節　退職等年金給付に係る併給の調整の特例等（第百十六条―第百十八条）
第四節　平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の特例（第百十九条―第百四十条）
第五節　退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例（第百四十一条）
第六節　費用の負担等に関する経過措置（第百四十二条―第百五十二条）
第四章　厚生年金保険給付及び退職等年金給付に関する経過措置（第百五十三条―第百六十一条）
第五章　その他の経過措置（第百六十二条―第百八十条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行に伴い、組合が支給する平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間を有する者に係る改正前地共済法による長期給付の支給要件、当該長期給付の額の算定、当該長期給付に係る費用の負担等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正前厚生年金保険法　旧厚生年金保険法、昭和六十年国民年金等改正法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法、改正前地共済法、改正前地共済施行法、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法、改正前私学共済法、旧地方公務員共済組合員期間又は改正後厚生年金保険法　それぞれ平成二十四年一元化法附則第四条第一号から第九号まで若しくは第十二号又は第七条第一項に規定する改正前厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、昭和六十年国民年金等改正法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法、改正前地共済法、改正前地共済施行法、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法、改正前私学共済法、旧地方公務員共済組合員期間又は改正後厚生年金保険法をいう。